

自動車税・軽自動車税について

図税務課(西有家庁舎) ☎73-6642



自動車税(種別割)・軽自動車税(種別割)の納期限は**5月31日(水)**です

図軽自動車税(種別割)のことは……南島原市役所 税務課 ☎73-6642

図自動車税(種別割)のことは……県央振興局 税務部 ☎0957-22-0508

車検時の納税証明書の提示が原則不要となりました

軽自動車納付確認システム(軽JNKS)の開始により、軽自動車(軽三輪・四輪に限る)の納付状況を軽自動車検査協会で電子的に確認ができるようになりました。

そのため、納付方法が口座振替またはスマートフォンで決済した人への車検用納税証明書の郵送は終了します。ご了承ください。

※二輪の小型自動車をお持ちの人へは郵送します。

【注意】次のような場合は、市役所窓口で納税証明書の交付手続きが必要になることがあります。

①軽自動車税(種別割)を納付したばかりの場合

※お支払い手続き完了から軽JNKSで確認できるようになるまで、最長で2週間程度時間を要します。車検でお急ぎの方は必ず市役所窓口で納付し、納税証明書の交付手続きをしてください。

②中古車の購入直後の場合

③他の市区町村へ引っ越した直後の場合

④対象車両(同ナンバー)に過去の未納がある場合

軽自動車税(種別割)の減免申請について

身体などに障がいがある人のために使用する軽自動車などで、一定の要件を満たす場合、申請により軽自動車税(種別割)が減免されます。

また、社会福祉法人の所有する車で、もっぱら本来の事業(※)に利用する軽自動車なども申請により減免されます。

※本来の事業とは、施設の入所者の収容もしくは病院、学校、訓練施設などへの移送、当該施設の利用者の送迎、当該事業に係る職員の業務巡回または当該事業に係る物資の運搬など。

●受付期間…5月17日(水)～30日(火)

※障がいの程度により減免の対象とならない場合がありますので、詳しくは税務課または各支所にお問い合わせください。

※減免申請は毎年度必要です。昨年申請をされた人でも手続きが必要となりますのでご注意ください。

※家族運転で同一世帯でない場合には、病院の領収書の提出が必要になる場合もあります。

特設人権相談所を開設します

図島原人権擁護委員協議会(長崎地方法務局島原支局内) ☎0957-62-2513

6月1日の「人権擁護委員の日」に伴う特設人権相談所を開設します。

家庭内の問題(DVなど)や近隣トラブルなど、さまざまな悩みごとや心配ごとを各地域の人権擁護委員が受け付けます。相談は無料で、秘密は厳守します。

●受付時間(両日共通): 午前10時～午後3時 📄不要 📄無料

実施日	会場
5月31日(水)	深江公民館
	ありえコレジヨホール
	北有馬ピロティー文化センター日野江
	口之津公民館

実施日	会場
6月1日(木)	布津公民館
	西有家総合学習センターカムス
	原城オアシスセンター
	加津佐総合福祉センター 希望の里

「市内業者」入札参加資格申請の随時受付

図管財契約課(西有家庁舎) ☎73-6626 ☎859-2211 西有家町里坊96番地2

市が発注する工事や物品などの競争入札、随意契約への参加を希望する市内事業者(本社)は、令和5年度入札参加資格申請書の提出をお願いします。

●受け付ける業種(全業種)

- ・建設工事
- ・建設コンサルタント等業務
- ・物品調達、その他業務

●受付期間

5月1日(月)～12月28日(木)(期限必着)
※土日祝日を除く

●入札参加資格の有効期間

- ・「建設工事」、「建設コンサルタント等業務」
参加資格決定日～令和6年3月31日
- ・「物品調達」、「その他業務」
参加資格決定日～令和6年3月31日

●申請先…管財契約課(上記住所)

●申請方法

過去に電子申請している場合は③以降の手続きになります。今回初めて電子申請を行う場合は①からの手続きが必要です。

- ①申請者から本市へ電子申請を行うための利用申請
- ②本市から申請者へ電子申請のための業者番号を送信
- ③電子申請システムで必要事項を入力
- ④システムから申請書などを出力印刷し、申請ボタンを押す
- ⑤チェックリスト、申請書および添付書類を「A4紙ファイル」にトジ、管財契約課へ提出

※原則、電子申請と「A4紙ファイル」の提出が必要です。
※詳しくは市ホームページおよび管財契約課窓口でご案内します。電子申請が困難な場合は、ご相談ください。

市有地を売払います(先着順)

図管財契約課(西有家庁舎) ☎73-6626

●参加申し込み

参加申込書のほか、必要書類を持参して提出してください。

参加資格、必要書類は市ホームページまたは管財契約課に備えている募集要領でご確認ください。
※郵送やインターネットでの受付はできません。

●受付期間

5月1日(月)～10月31日(火)
※土日祝日を除く

●受付場所…管財契約課(西有家庁舎)

●公売物件

No.	物件の所在	地目	面積	最低売却価格	備考
①	北有馬町丁字南高江4557番1	雑種地	289㎡	1,639,841円	一括売却
②	北有馬町丁字南高江4557番16	雑種地	426㎡		
③	北有馬町丁字南高江4567番8	雑種地	598㎡		
④	加津佐町丙字沼田84番	宅地見込	2,050.19㎡	21,800,000円	加津佐幼稚園跡地



加津佐町丙字沼田84番



市HP



北有馬町丁字南高江

※物件の引渡しは現状のまま行うため、事前に現地を確認してください。なお、希望者には現地説明を行います。詳しくは市ホームページをご覧ください。